

令和5年度高知県産米消費拡大事業委託業務プロポーザル審査要領

令和5年度高知県産米消費拡大事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和5年度高知県産米消費拡大事業委託業務プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 業務の計画及び実施方法 (60点)
- (2) 実施体制 (15点)
- (3) 過去の実績 (15点)
- (4) 経費見積 (10点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

令和5年7月24日(月)(予定) ※時間は別途お知らせします。

場所は、高知県庁、周辺の会議室又はオンラインでの開催となります。

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1社20分とします。
- ② 順番は別途お知らせします。
- ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。

(3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。なお、審査委員全員の満点の総合計点数の6割を最低基準点とし、審査結果がこの点数に満たない参加者は選定しないものとします。

(4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
業務の計画 及び実施方法	事業目的を達成する具体的な内容及び業務計画になっているか	10
	著名人起用の企画内容の提案が、県産米の消費拡大を図る話題性のある内容及び実現可能なものになっているか	25
	マスメディア広告及びポスター制作の企画内容の提案が、県産米の消費につながる魅力あるもの及び実現可能なものになっているか	25
実施体制	事業実施に関する専門的な知識を有する担当者の配置や人員体制は適切であるか	15
過去の実績	自治体のPRなど、類似の業務実績を有しているか	15
経費見積	事業を実施するために必要な経費が適正に見積もられているか	10